

青少年保護の取組状況等について

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会
青少年保護ワーキンググループ(第1回)

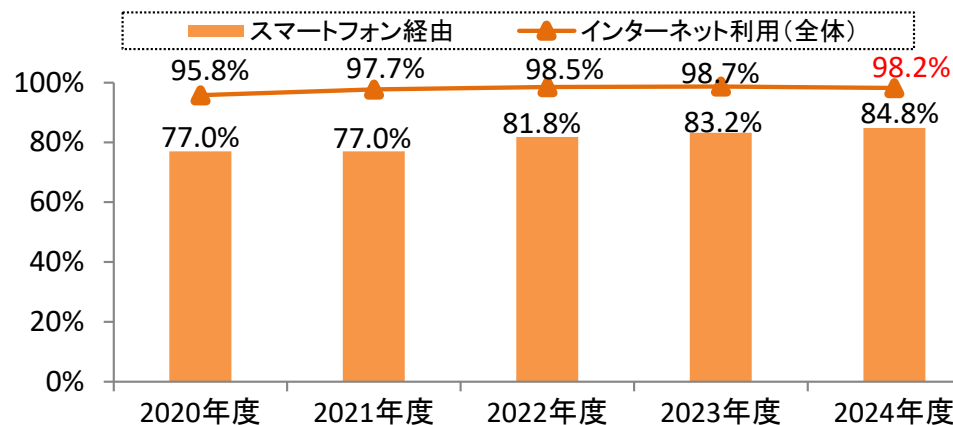
令和 7 年 1 1 月

青少年によるインターネット利用動向

青少年によるインターネット利用動向

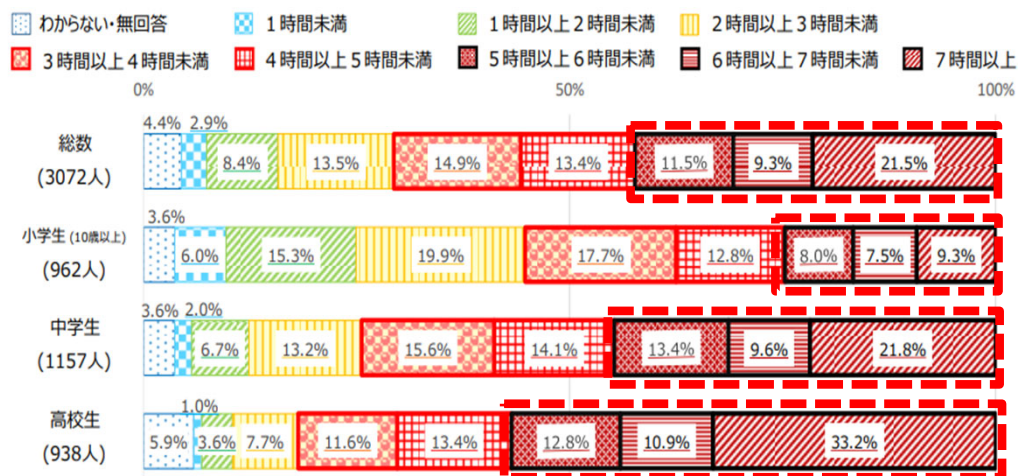
- 10～17歳によるスマホ等を利用した**インターネット利用率は9割以上**で高止まり。
- **自分専用のスマートフォンを所有**してインターネットを利用している青少年の割合は、**小学生（10歳以上）で7割、中高生では9割以上**。
- インターネットを**5時間以上**利用していると回答した青少年は**約42%**、**平均利用時間は約5時間2分**であり、利用時間が長時間化。
- **SNSの利用頻度**は「利用しない・できない」を除くと**57～98%**、**SNSへのコンテンツ投稿頻度**は「投稿しない」を除くと**70%程度**。

青少年（満10歳～満17歳）のインターネット利用状況



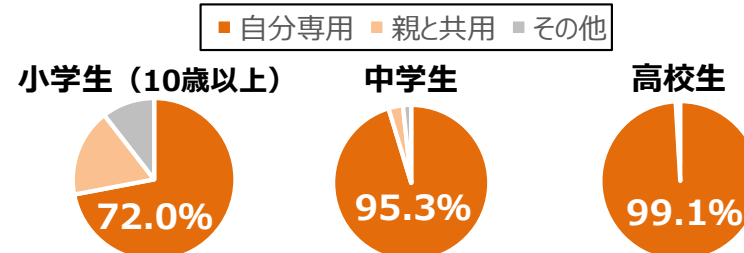
出典：こども家庭庁「令和6年度青少年のインターネット利用環境実態調査」に基づき、総務省作成

青少年のインターネットの利用時間（利用機器の合計/平日1日あたり）



出典：こども家庭庁「令和6年度青少年のインターネット利用環境実態調査」

青少年（満10歳～満17歳）のスマートフォン保有状況

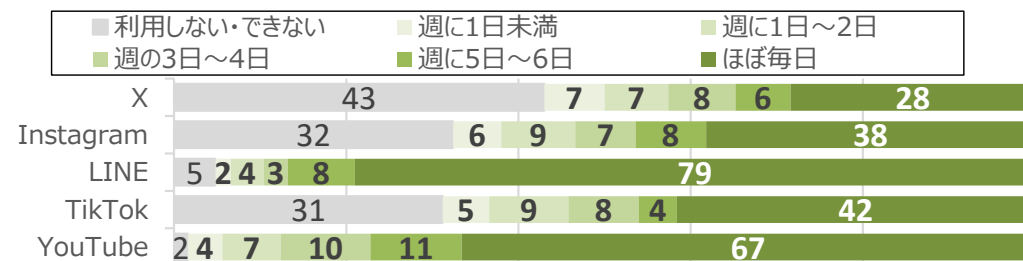


出典：こども家庭庁「令和6年度青少年のインターネット利用環境実態調査」に基づき、総務省作成

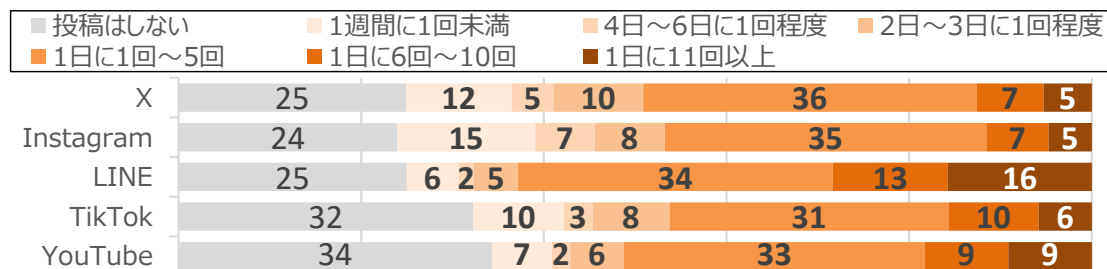
青少年（満12歳～満17歳）のSNS利用状況

・SNSの利用頻度 (%)

※SNS：Youtube、TikTok、LINE、Instagram、X



・SNSへのコンテンツ（文章・画像・動画等）投稿頻度 (%)



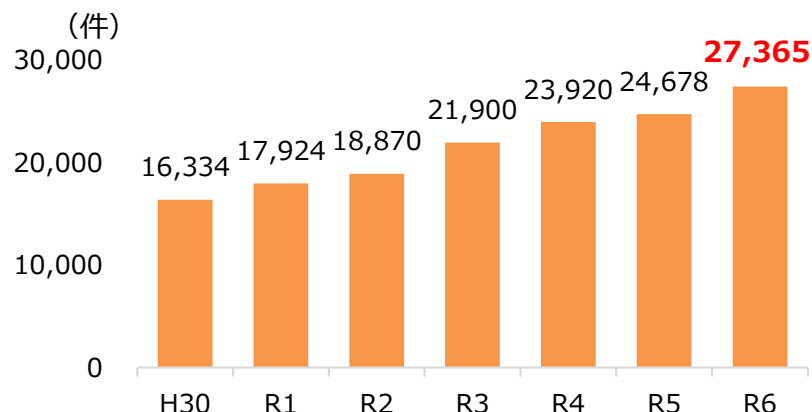
出典：総務省「令和6年度我が国における青少年の新たなインターネット利用の実態に係る調査研究」

青少年によるインターネットトラブル動向

- 青少年によるスマートフォン等を通じたSNS利用が進むなか、青少年が関係する**誹謗中傷やいじめなどのトラブルのみならず、青少年が犯罪に巻き込まれ被害者となる事態や犯罪に加担してしまう事態**が生じている。
- 青少年が有害情報を閲覧するリスクのみならず、**青少年が自ら発信することのリスク**が出現しており、技術的対応やリテラシー向上などの総合的な対策が必要。

ネット上でのいじめの状況

- ・ 小中高・特別支援学校におけるいじめの態様別の認知件数について、「**パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる**」は**24,678件**と増加傾向。



出典：文部科学省「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」に基づき、総務省作成

SNS等を通じた犯罪等への関与

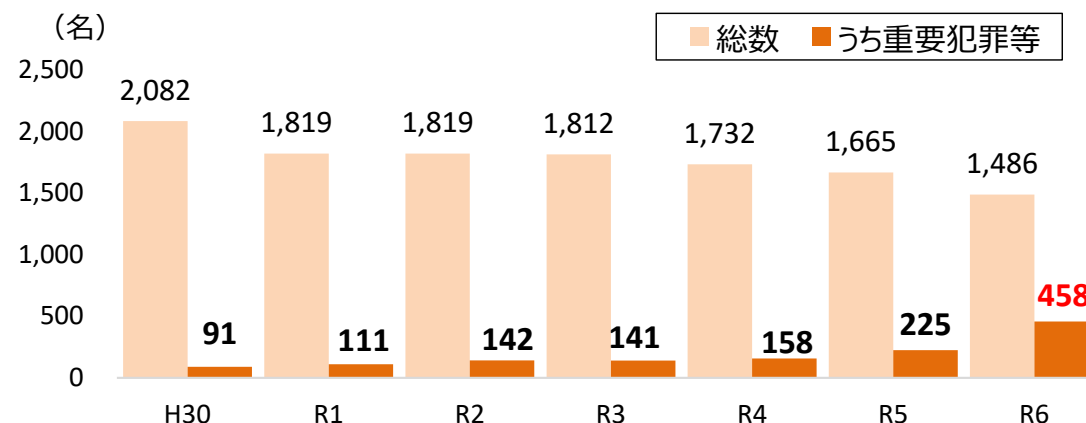
- ・ 特殊詐欺をはじめとする犯罪やトラブルにおいて、SNSを通じた募集や応募、個人情報の提供、重課金などの事案も生じている。

特殊詐欺の受け子等になった経緯について、**10代においては、令和R6.1～R6.10に検挙した被疑者341名のうち92名の27.0%がSNSから応募したと供述。**

出典：デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会（第3回）
資料3-2 警察庁発表資料に基づき、総務省作成

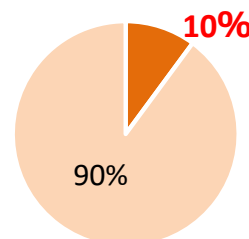
SNSに起因する事犯による被害

- ・ SNSに起因する事犯による被害児童数は、全体として減少傾向にあるものの、そのうち**重要犯罪等の被害者は458名**と増加傾向。



- ・ **被害児童※のうち、フィルタリング利用率は10%にとどまった。**

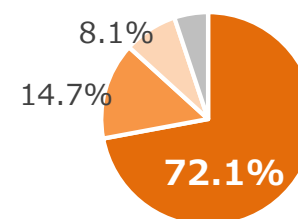
■ 利用あり ■ 利用なし



※被害児童（1,486名）のうち、フィルタリングの利用が不明であった児童を除く。

- ・ SNSに起因する事犯により、児童・生徒が被害者となっている事件において、**被害児童が最初に投稿している割合は72.1%。**

■ 被害児童 ■ 被疑者 ■ 該当なし ■ 不明



出典：警察庁「令和6年における少年非行及び子供の性被害の状況」のデータに基づき、総務省作成

政府の検討状況

- **青少年インターネット環境整備法**及び**青少年インターネット環境整備基本計画**(こども家庭庁とりまとめ)等に基づき、関係各省庁において取組を推進。
- こども家庭庁を中心に、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等について検討。

青少年インターネット環境整備法（平成20年6月18日公布（議員立法）/平成21年4月1日施行/平成30年2月1日改正法施行）

基本理念（第3条）

青少年の適切なインターネット
活用能力習得

青少年の有害情報の閲覧機会の最小化

民間主導（国等は支援）

青少年インターネット環境整備基本計画（第8条） ※3年を目途に見直し

第6次基本計画（令和6年9月9日こども政策推進会議決定）

- ① 青少年が自立して主体的にインターネットを活用できる能力の向上の促進
- ② フィルタリングを始めとする技術的手段による青少年保護の推進
- ③ 「親子のルールづくり」や教育・啓発など教育的手段による青少年保護の推進

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会

（平成20年9月12日内閣府特命担当大臣決定）

事務局：こども家庭庁成育局

オブザーバー省庁：警察庁・**総務省**・法務省・文部科学省・経済産業省

青少年インターネット環境整備推進課長会議

（平成22年4月1日子ども・若者育成支援推進本部長決定）

議長：こども家庭庁成育局

構成員：内閣府・警察庁・**総務省**・法務省・文部科学省・
厚生労働省・経済産業省

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ

（令和6年11月25日青少年インターネット環境の整備等に関する検討会決定）

事務局：こども家庭庁成育局

構成員省庁：公正取引委員会・警察庁・消費者庁・こども家庭庁・**総務省**・法務省・文部科学省・経済産業省

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（概要）

6

（平成20年法律第79号。平成20年6月18日公布（議員立法） / 平成21年4月1日施行 / 平成30年2月1日改正法施行）

目的 （第1条）

インターネットにおいて、青少年有害情報（青少年の健全な育成を著しく阻害する情報）が多く流通している状況に鑑み、
① **青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得**、② **青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会の減少**のための措置を講じ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、**青少年の権利の擁護**に資すること

基本理念 （第3条）

- 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することを旨とする
- 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は
① 青少年の有害情報の閲覧機会を最小化する、② 民間主導で行うことを旨とする

所管省庁

こども家庭庁・総務省・経済産業省

青少年インターネット環境整備基本計画の策定 （第8条）

こども政策推進会議は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する**基本的な計画**を定め、その実施を推進する（青少年インターネット環境整備基本計画）

インターネットの適切な利用に関する 教育・啓発活動の推進（第9～12条）

- 国及び地方公共団体は
① 青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するよう、**学校教育、社会教育及び家庭教育を推進**する（第9条）
② **家庭における青少年有害情報フィルタリングの利用普及**に必要な措置を講ずる（第10条）
③ フィルタリングによる有害情報の閲覧制限等、**インターネットの適切な利用に関する事項について、広報啓発**を行う（第11条）
- 関係者は、**インターネットを適切に活用する能力の習得のための学習の機会の提供**や**フィルタリングの利用普及活動**その他啓発活動を行うよう務める（第12条）

携帯電話事業者等の義務 （第13条～第16条）

青少年確認

契約締結者又は携帯電話端末等の使用者が**青少年（18歳未満の者）かどうか確認**する（第13条）

フィルタリング 説明

- ① インターネットの利用により青少年有害情報を閲覧するおそれがあること
- ② フィルタリングの必要性と内容を青少年（契約締結者が保護者の場合は当該保護者）に対し**説明**する（第14条）

フィルタリング サービス提供

契約締結者又は携帯電話端末等の使用者が青少年の場合、保護者が利用しない旨を申し出た場合を除き、**フィルタリングサービスの利用を条件**に通信サービスを提供する（第15条）

フィルタリング 有効化

通信回線の契約とセットで販売される携帯電話端末等について、保護者が希望しない旨を申し出た場合を除き、**販売時にフィルタリングを有効化**する（第16条）

OS事業者の努力義務 （第19条）

携帯電話事業者等による**フィルタリング有効化措置**や、端末製造事業者による**フィルタリング利用容易化措置**等が円滑に講ぜられるように**OSの開発**を行うよう努める

特定サーバー管理者の 努力義務（第21条）

特定サーバー※の管理者は
① 青少年有害情報の発信が行われたことを知ったとき
② 自ら青少年有害情報の発信を行おうとするときには、**青少年有害情報について、青少年の閲覧を防止する措置をとる**よう努める

※インターネットを利用した公衆による情報の閲覧の用に供されるサーバー。電子掲示板やSNSを含む。

第5次基本計画

〔令和3年6月7日 子ども・若者育成支援推進本部決定〕

- ① 法改正を踏まえたフィルタリング利用率向上のための取組の更なる推進
- ② 青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上促進
- ③ ペアレンタルコントロールによる対応の推進

第6次基本計画の概要

（注）下線は第5次基本計画からの主な改正（追記）内容

黄色網掛け部分は、主な総務省関連箇所（他省庁に関連するものを含む）

1 青少年が自立的・主体的にインターネットを活用できる能力の向上の促進

- 「インターネットは危険だから、こどもには使わせない」から、ICTリテラシーと情報モラルをより向上させ、「賢く正しく使う」（利活用）という方向へ
 - ・インターネット・リテラシーの向上の推進（生成AIや偽・誤情報への対応を含めた学習コンテンツの開発等）
 - ・情報「発信」を契機とするトラブル等に対する取組等の推進（トラブル事例及びその対応策をまとめた事例集の作成や啓発講座の実施等により、青少年によるインターネット利活用を促進）

2 技術的手段による青少年保護の推進

- 低年齢層のこどもの保護者への働きかけ強化
 - ・親子でのスマホ共用を想定し、フィルタリングを手軽にON/OFFできるアプリやサービスの利用等の周知啓発
- 容易な設定が可能なフィルタリングの「カスタマイズ機能」や、「ペアレンタルコントロール機能」の普及推進
- フィルタリング利用率の向上に向けた青少年インターネット環境整備法上の義務の徹底
 - ・フィルタリングサービス説明義務、フィルタリング有効化措置義務等の実施徹底

3 教育的手段による青少年保護の推進

- 家庭における「親子のルールづくり」等により、青少年の発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理（非技術的手段によるペアレンタルコントロール）
 - ・インターネット利用の低年齢化や利用時間の長時間化を踏まえ、保護者等に対する周知啓発を促進
- 青少年及び保護者に対して、インターネットを安全に利用するための教育・啓発を推進

4 その他（相談・支援体制の継続的な整備推進等）

- トラブルの予防法や相談窓口等について関係団体・事業者と連携した普及促進
- SNS上のこどもの性被害の恐れのある書き込み等についての注意喚起・警告活動の推進

(背景)

- 青少年インターネット環境整備法においては、携帯電話事業者、インターネット事業者等の民間事業者に対してフィルタリングの提供等を義務付けるとともに、政府において、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本計画を策定することとされている。
- また、情報流通プラットフォーム対処法により、誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報への対処として、大規模プラットフォーム事業者には、削除対応の迅速化や、運用状況の透明化が求められることとなった。
- インターネット利用に係る青少年保護のあり方については、欧州や米国などの直近の動向（※）も注視しつつ、スマホソフトウェア競争促進法の附帯決議も踏まえ、関係省庁とともに、課題の整理をはじめ更なる検討を進める必要がある。

（※）2024年2月に欧州全域で適用が開始したデジタルサービス法（DSA）においては、特に弱い立場に置かれる未成年者（minors）に特別に配慮すべき義務規定として、利用規約の説明、未成年者に対する広告の制限、提供サービス等の未成年者へのリスク評価、リスク軽減措置などが定められている。

※スマホソフトウェア競争促進法 参議院附帯決議（抄）

十一 青少年保護及び青少年の心身の健全な成長等を図る観点から、青少年や保護者、教育関係者等におけるスマートフォン等の利用に係るリテラシーの向上が図られるよう最大限努めること。また、スマートフォンの利用を巡る青少年の保護の在り方について、関連する取組の状況や課題の整理、主要各国における最近の対策の動向の把握等を踏まえつつ、法制上の措置の必要性の有無も含め、関係省庁等が連携して、具体的な方策の検討を進めること。

- インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ（事務局・こども家庭庁）における議論をうけて、**各府省庁における今後必要な取組について一定の方向性を示すもの**として、本年8月にとりまとめ。
- **各府省庁において速やかに議論を開始し、青少年や保護者を含む幅広いステークホルダーと意見交換を行いつつ、安全・安心なインターネット環境整備に向けた具体的な措置を講ずることが期待されている。**

「課題と論点の整理」の全体像

1 検討の背景

- （1）これまでの対応
- （2）海外における対応状況

2 ワーキンググループにおける議論と今後の方向性

- （1）ワーキンググループにおける議論
 - ①議論の経過
 - ②議論にあたっての視点等

（2）議論を踏まえた検討の基本的方向性

（3）課題と論点

3 今後の進め方

4 おわりに

- ・年齢と発達段階にふさわしいコンテンツやサービス/幅広いステークホルダーによる検討/リテラシーの底上げ
- ・受信リスクへの対応の強化と送信リスクへの対応
- ・事業者の新規参入の促進と実効性があるコンテンツレーティングの実施
- ・青少年被害に対する厳正な対処
- ・官民が連携した保護者や青少年の自主的な対応の促進

①リスクの多様化への対応（青少年インターネット環境整備法）

②リスクの多様化への対応（民間企業等の自主的取組）

③コンテンツ・リスクへの対応（アダルト広告等青少年に有害なおそれがあるもの）

④コンダクト/コンタクト・リスクへの対応（闇バイト、いじめ、セク스팅等）

⑤消費者関連リスクへの対応（インターネット関連の消費者トラブル等）

⑥横断的リスクへの対応（生成AI等）

⑦横断的リスクへの対応（低年齢化、長時間利用、心身への影響、アルゴリズム）

⑧広報・啓発

①リスクの多様化への対応について（青少年インターネット環境整備法）

9 携帯電話事業者に対して、法第13条に規定される購入時の青少年確認義務について、現行では88%であるところ、厳格な履行を求めることについてどう考えるか。

(◎総務省、こども家庭庁、経済産業省)

R 7 年度			R 8 年度				R 9 年度	
7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月
・総務省に設置する会議体において検討			・検討内容に応じて具体的対応を関係省庁と議論 ・翌年度以降に実施する実地調査等に必要なに応じて反映					
【実地調査（覆面調査）】 ・実地調査を踏まえた要請			・実地調査					

②リスクの多様化への対応について（民間企業等による自主的な取組）

3 閲覧防止技術等の技術的保護手段の開発・実装を促す手段として、フィルタリングソフトウェアの改善や事業者の新規参入を促すことについてどう考えるか。
（◎総務省、こども家庭庁、経済産業省）

4 かつて一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（E M A）による審査・認定を受けたサイトを各種フィルタリングサービスにおける閲覧制限の対象外とする仕組みが存在していたが、運営の持続性に課題があり解散に至った経緯がある。コンテンツや機能について一律に国が評価を行うことは、政府による表現内容への介入であり、表現の自由等との関係で極めて慎重であるべきであることを踏まえ、民間において、青少年の年齢と発達段階に応じた適切な機能が提供される仕組みについてどう考えるか。

（◎総務省、こども家庭庁、経済産業省）

5 一部のプラットフォーム事業者において講じられている青少年保護に関するサービス提供上の工夫といった自主的な取組について、こうした取組を広げ、提供されるサービスの性質に応じた対応の更なる促進を図るための方策等についてどう考えるか。

（◎総務省、こども家庭庁）

※ ④コンダクト/コンタクト・リスクへの対応について（闇バイト、いじめ、セクスティング等）の項目の観点もあり

R 7 年度			R 8 年度				R 9 年度	
7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月
・総務省に設置する会議体において検討 ・関係事業者等ヒアリング ・調査研究事業による情報収集・整理			・検討内容に応じて具体的対応を関係省庁と議論 ・翌年度以降に実施する実態調査等に必要なに応じて反映					

③コンテンツ・リスクへの対応について（アダルト広告等青少年に有害なおそれがあるもの）

2 青少年に有害なおそれがある情報に対して、青少年による閲覧機会をできるだけ少なくするための保護者や本人の同意を前提とした技術的手段として、例えば、18歳未満ないし特定の年齢層に限定したフィルタリングや広告表示抑制機能アプリや「視聴・アクセス制限」を含め、どのようなものがあり得るか。インターネット上の媒体において、自ら広告掲載基準を定めるなど、媒体側での自主的な取組を促すような方策を講ずることについてどう考えるか。

（◎総務省、こども家庭庁）

④コンダクト/コンタクト・リスクへの対応について（闇バイト、いじめ、セクスティング等）

1 ペアレンタルコントロール機能の実装に向けた措置等、発信に係るリスクに対してもプラットフォーム事業者やOS事業者等の取組を促すことについてどう考えるか。

（◎総務省、経済産業省）

2 1対1の通信を発信者情報開示の対象とすることの是非を含め、事後的な権利保護の在り方に関して調査研究を進めることについてどう考えるか。

（◎総務省）

R7年度			R8年度				R9年度	
7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月
・総務省に設置する会議体において検討 ・関係事業者等ヒアリング ・調査研究事業による情報収集・整理			・検討内容に応じて具体的対応を関係省庁と議論 ・翌年度以降に実施する実態調査等に必要な応じて反映					

青少年等に対する取組

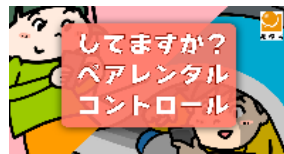
フィルタリングの利用促進

- ・携帯事業者各社によるフィルタリングの継続的な利用を促す取組の**フォローアップを実施**。
- ・携帯電話事業者・販売代理店への義務の履行実態を把握するため、**覆面調査**を実施。

ペアレンタルコントロールによる対応の推進

保護者が青少年の成長や利用状況に応じてインターネット利用を適切に管理する「**ペアレンタルコントロール**」の普及啓発を推進。

(2024年5月に公表した保護者向け動画の中で、ペアレンタルコントロールのうち、**利用時間の制限**や**フィルタリング**の2つの技術的手段を紹介)



青少年のリテラシー指標 (ILAS) 等に係る調査

高校生ICTカンファレンス

インターネットトラブル事例集

インターネットに係るトラブル事例の予防法等をまとめた事例集を作成。
2009年度より**技術の進展等に併せて毎年更新**し、普及啓発に活用。全国の地方公共団体・小中学校にも周知。
2025年版を2025年4月に公表。

<掲載事例>

- ・コミュニケーショントラブル
- ・不適切投稿
- ・偽・誤情報、生成AI
- ・闇バイト
- ・オンラインカジノ



リテラシー向上のコンテンツ提供・紹介サイト

主要なPF事業者等の関係者と協力し、「アテンションエコノミー」等のキーワード解説等を掲載したWebページを作成。

e-ネットキャラバン

青少年のインターネットの安心・安全な利用について、**学校等での無料の「啓発講座」**を全国で開催。

(一財) マルチメディア振興センターと連携して実施。
(2024年度実績：2,167件、約44万人)

<講座内容>

- ・ネット依存
- ・ネット詐欺 等



ICTリテラシー啓発教材

デジタル社会において必要なICTリテラシー（活用、安全確保、他者配慮など）に関する教材、チェックテストを作成。2025年3月に公表し、全国の地方公共団体・小中学校にも周知。

<掲載内容>

- ・デジタル空間の特徴
- ・闇バイト、なりすまし詐欺等



幅広い世代に対する取組

リテラシー向上に向けた新プロジェクト (DIGITAL POSITIVE ACTION)

総務省と官民の多様な関係者が連携して、2025年1月より、ICTリテラシー向上につなげる取組を推進。



SNS等における誹謗中傷対策特設サイト

(一社)ソーシャルメディア利用環境整備機構、(一社)セーフティーインターネット協会及び法務省と共同で、SNS上のやり取りで悩む方に役立てていただくための特設サイトを開設し、周知を実施。

新たな課題や技術の登場を踏まえた取組

ネット上の偽・誤情報

- ・SNS等を通じた**注意喚起を実施**。
- ・**啓発教育教材や講師用ガイドラインを作成**。災害時に広まる偽・誤情報の最新事例を含む第2版を2025年2月に公表し、全国の地方公共団体・小中学校にも周知。



生成AI活用リテラシーの向上

国民が生成AIを自身で活用できるリテラシーを身に付けることを目的として、啓発教材を作成。2024年4月に公表し、周知を実施。



ペアレンタルコントロール

「ペアレンタルコントロール」の定義は以下のとおり（「こども大綱」（令和5年12月22日）より引用）

保護者がこどものライフサイクルを見通して、
その**発達**の程度に応じてインターネット利用を適切に管理すること。
こどもの情報発信を契機とするトラブル防止の観点を含むものであり、管理の方法としては、
技術的手段（フィルタリング、課金制限機能、時間管理機能等）と、
非技術的手段（家庭内のルールづくり等）とに分かれる。

技術的手段

（例）

- ・Webフィルタリング
- ・アプリの起動制限
- ・スマホの利用時間の制限
- ・チャイルドロック
- ・アプリのインストール制限
- ・アプリ内課金制限 ・近視防止機能



非技術的手段（家庭内ルール）

（例）

- ・食事中や歩行中は使わない
- ・〇時まで（〇時間まで）使用OK
- ・年齢に応じたアプリの利用
- ・個人情報とは投稿しない
- ・目と端末の距離を適切に保つ
- ・トラブルに遭ったらすぐに周囲に相談する



- OS事業者において、利用時間の管理、アプリのインストールや利用の制限等ができるペアレンタルコントロール機能が提供されている。
- 携帯電話事業者等には、保護者から利用しない旨の申し出がない限り、フィルタリングサービスの提供が義務付けられている。

OS事業者が提供する主なペアレンタルコントロール機能

■ 利用時間の把握・制限

- ・各アプリの使用時間等のデバイスの全体的な使用時間について把握可能
- ・各アプリの使用時間の制限や、深夜などの特定時間の利用制限が可能



■ アプリの使用制限

- ・成長度合（年齢）に応じて、段階ごとにすべてのアプリを分類。

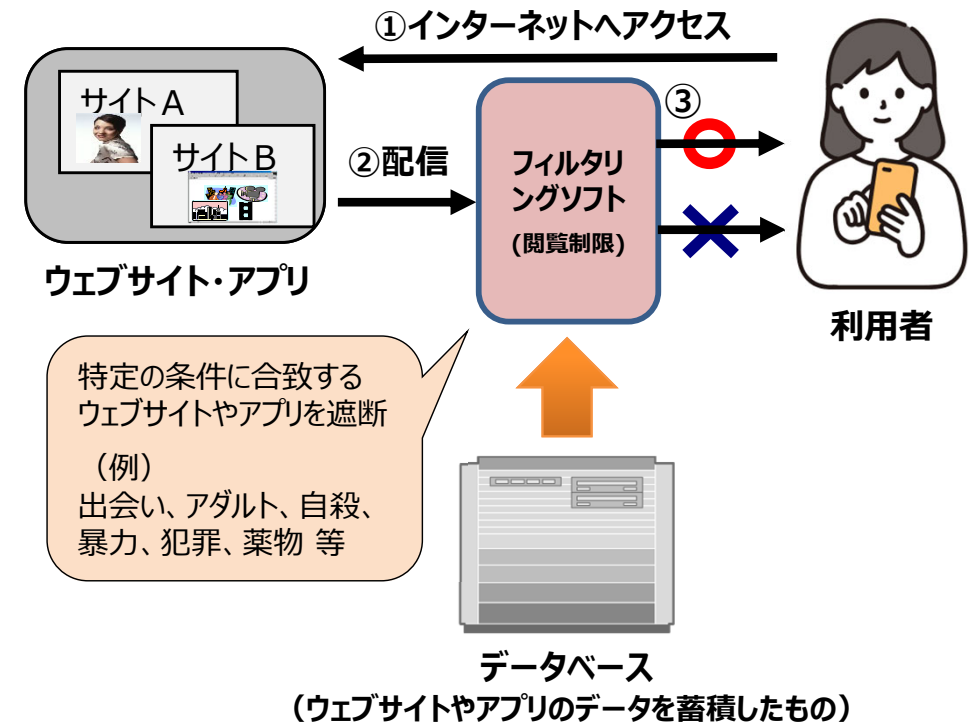
(例)

レート	内容
4+	4歳未満の子どもに不適切
9+	9歳未満の子どもに不適切
13+	13歳未満の子どもに不適切
16+	16歳未満の子どもに不適切
18+	17歳未満の子どもに不適切



※画像・仕様はiOSのスクリーンタイムより

携帯電話事業者が提供するWebフィルタリング機能

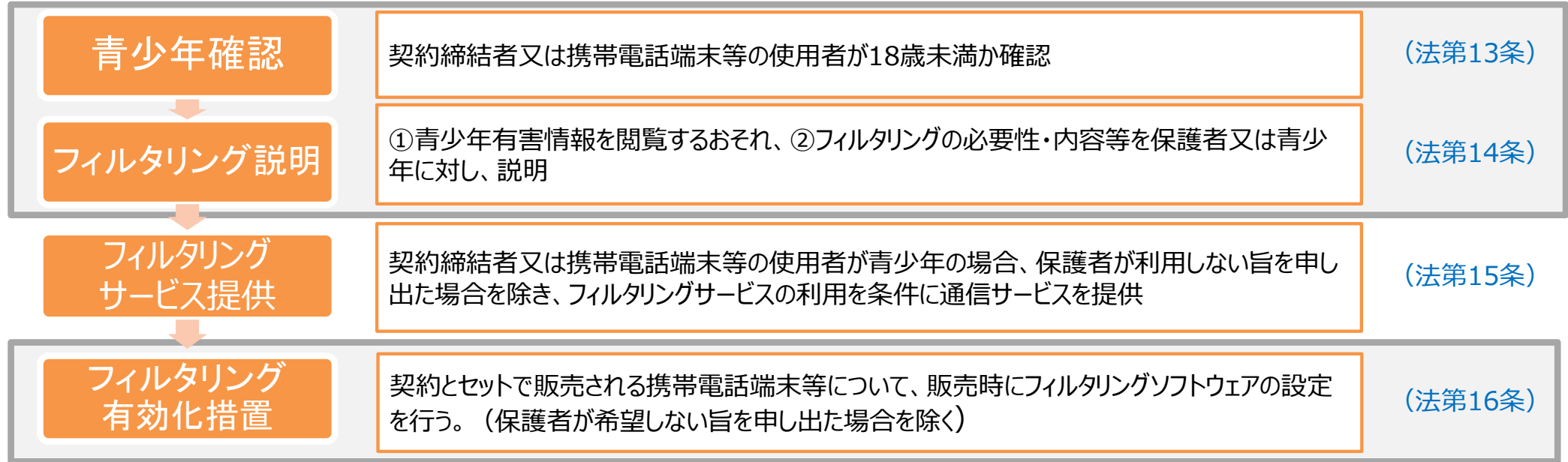


フィルタリングサービス

■ 青少年インターネット環境整備法〔2008年6月11日成立、2017年6月16日改正法成立、2018年2月1日改正法施行〕

携帯電話事業者及び代理店に対して、以下を義務付け

※灰色線の枠内は、平成29年の改正で追加された義務



(注) その他 上記「青少年確認」において、保護者等に対して、携帯電話端末等を青少年に使用させるために契約を締結しようとする場合にはその旨を申し出ることを義務付け

■ 携帯電話事業者が提供するフィルタリングサービスによる閲覧制限の対象(一例)

種類 (モード)	小学生	中学生	高校生	高校生プラス
制限対象	ゲーム、動画、音楽など			
	懸賞、成人娯楽など	懸賞、成人娯楽など		
	SNSなど	SNSなど	SNSなど	
	出会い、アダルト、違法など	出会い、アダルト、違法など	出会い、アダルト、違法など	出会い、アダルト、違法など

フィルタリングサービスについて

- フィルタリングサービスは、URLをカテゴリごとに制限するブラックリスト方式で行うことを前提とし、閲覧制限の対象を最小限に止める仕組み。
- 携帯電話事業者は、フィルタリング事業者により分類されたカテゴリに基づき、携帯電話事業者が提供するフィルタリングサービスを通じてサイト等へのアクセスを制限。

■ スマートフォンによるインターネットの利用形態



■ 特定分類アクセス制限方式によるフィルタリング

個々のサイト・アプリをカテゴリ別に分類

閲覧不可

閲覧可能

不法
薬物
自殺
出会い
暴力・恐怖
ポルノ
裏情報
セキュリティ
翻訳・キャッシュ
コミュニケーション
ギャンブル・宝くじ
飲酒・喫煙
成人娯楽
主張
ショッピング
懸賞・副収入
趣味・娯楽

閲覧不可のサイト・アプリでも、
下記の場合は**閲覧可能**となる

(保護者の同意の下で)
利用者が個別に
カスタマイズ機能を用いて閲覧可能とした
サイト・アプリ

各事業者における青少年保護等の取組

プラットフォーム事業者が提供している教材コンテンツ（一例）

Grow with Google / はじめてのメディアリテラシー



はじめてのメディアリテラシーについてご紹介します。

青少年向け 全世代向け
メディアリテラシー

Google

LINEヤフー 情報空間の健全性確保のための取り組み



LINEヤフーの情報空間健全性確保のための取り組みについて「誹謗中傷を防ぐ」「偽・誤情報の拡散を防止する」「詐欺行為などの犯罪を抑止する」「情報リテラシー向上をサポートする」に分けて紹介しています。

偽情報・誤情報
なりすまし広告/詐欺広告
サービス設計上・情報表示の工夫

LINEヤフー株式会社

一緒に話そう！インスタANZENルール 保護者とティーンのための話し合いガイド



一緒に話そう！

インスタ ANZENルール

子どもと保護者がSNSの利用について対話の機会を持ち、安心安全な使い方について一緒に考えるきっかけを作ることを目的に、何を・どのように話し合えば良いのかを3ステップにまとめています。

保護者向け SNS

Meta

みんなで守ろう「ネットコミュニティ」プロジェクト



幅広い世代のネットリテラシー向上を目指し、クリエイター向けのワークショップ、教材用のショート動画、一般向けのフォーラムを通じて、偽・誤情報対策の普及啓発を図ります。

全世代向け 偽情報・誤情報

TikTok Japan

X コミュニティノートガイド



ユーザーがより正確な情報を入手できるようにすることを目指し、誤解を招く可能性があるポストに、Xユーザーが協力して役に立つノートを追加できる、コミュニティノートのガイドです。

全世代向け SNS
サービス設計上・情報表示の工夫
偽情報・誤情報

X

安心して YouTube を利用する：保護者向け管理機能ガイド



ニーズはそれぞれのご家庭によって異なるため、YouTube は複数の選択肢をご用意しています。このページの便利なヒントを参考に、健全なデジタル習慣を身につけましょう。

保護者向け 偽情報・誤情報

Google

Yahoo!きっず



「未来を担う子どもたちにインターネットの楽しさを！」という思いから始まった、子ども向けポータルサイトです。「安全安心な検索」として、簡単かつ安全に使っていただける環境を提供しています。

青少年向け SNS

LINEヤフー株式会社

保護者の方へ 未成年のお子様に Instagram を安全にご利用いただくために



Metaでは、お子さんの体験が安全でポジティブなものになるよう、50以上の機能やリソースを作成しました。本サイトにはお子さんと保護者の方にとって役に立つ情報がまとめられています。

保護者向け SNS

Meta

偽・誤情報に惑わされないためにできること（啓発動画）



誤った情報を拡散しないよう、真偽を確認する重要性を訴える啓発動画を公開。動画は人気TikTokクリエイター「イケボパパ」が制作しています。

全世代向け 偽情報・誤情報

TikTok Japan

国内・諸外国における動向

2025年9月22日、豊明市議会で「豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例」案が賛成多数で可決し、同年10月1日に施行。青少年のみならず、大人も含めたスマートフォン等の過剰使用が引き起こしかねない身体面・精神面及び生活面への悪影響に関する対策を総合的に推進することを目的とする。

- ・ 仕事や学校以外の余暇時間におけるスマートフォン等の使用を1日あたり2時間以内を目安とするよう、市、保護者、学校等及び専門職等が連携して促す。（第4条）
- ・ スマートフォン等の使用について、小学生は午後9時以降、中学生以上は午後10時以降使用を控えるよう市、保護者、学校等及び専門職等が連携して促す。（第5条）
- ・ 第5条から第8条までにおいて、市、保護者、学校等のそれぞれの役割について規定。

【豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例の制定に対する附帯決議より】

本条例は理念条例であり、スマートフォン等の使用時間に関する記述はあくまで目安であることを明確にし、市民の生活スタイルや家庭環境の多様性を尊重した運用を行うこと。

■ 類似条例を制定している地方公共団体

団体名	香川県	北海道日高町	京都府京都市
条例名	香川県ネット・ゲーム依存症対策条例	日高町生きる力を育む早寝早起き朝ごはん運動の推進に関する条例	子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例
施行日	令和2年4月1日施行	平成28年4月1日施行	平成23年4月1日施行
特徴的な規定	・ 子どものPCゲームの利用は1日当たり60分まで（休業日は90分まで） ・ スマートフォン等の使用は中学校卒業までの子どもは午後9時、それ以外の子どもについては午後10時まで	・ テレビの視聴時間、インターネットやゲームなどの使用時間を適切に管理し、子どもの適切な睡眠時間を確保するなど早寝早起き朝ごはん運動を実践 ・ 子どもの健全な生活習慣の確立	・ 電子・映像メディア（インターネット、テレビ、ゲーム等）に子どもが過度に依存しない家庭環境の形成

※その他に長崎県、鳥取県及び兵庫県が青少年のインターネットの利用に関し規定をおいている。

諸外国における法律のうち青少年保護に係る規定について（2025年10月時点）

国・地域	法律名	事業者等の義務					
		年齢確認・年齢認証	年齢適正設計	保護者の同意	リスク評価・軽減措置	メディアリテラシー	その他
EU	デジタルサービス法 (DSA)	○（35条） 大規模オンライン・プラットフォーム等(VLOP/VLOSE)が年齢認証の措置等を講じる努力義務	○（28条） 青少年保護措置の実施義務	×	○（34条） VLOP/VLOSEへの義務	×	- 未成年者が理解できるような利用規約 - 未成年者に対するプロファイリングに基づく広告の禁止等
イギリス	オンライン安全法 (OSA)	○（12条、付属書4） ユーザ間サービス、検索サービス事業者が年齢確認または年齢推定の措置を講じる努力義務	○（12条、29条） ユーザ間サービス、検索サービス事業者へ義務	×	○（11条、28条） ユーザ間サービス、検索サービス事業者へ義務	○（165-166条） OFCOM（英国情報通信庁）の義務	- 子どもによるアクセスの評価 - OFCOMによるレポートの作成・公表等
フランス	- デジタル成年確立法(①)※執行停止中 - デジタル空間安全確保・規制法(②) - ペアレンタルコントロール法(③)	○（①4条、②1条） ・SNS事業者がユーザ登録時に年齢確認を行い、15歳未満の場合は保護者から明示的に同意を取得する義務（既保有アカウントも同様）（①） ・ポルノコンテンツを提供するプラットフォームが年齢確認を行い、未成年のアクセスを無効にする義務（②）	— （DSAが直接適用される）	○（①4条） SNS事業者が15歳未満のユーザ登録時に保護者同意を取得し、保護者がアカウント停止を求める場合はそれに応じる義務	— （DSAが直接適用される） ※15歳未満の利用者と保護者に対し、サービス利用のリスクと予防策に関する情報を提供する義務がある（①）	△（②9条） 教育機関におけるネットいじめ等の防止やリテラシー向上のための活動の実施状況を政府が議会へ報告する義務	・端末製造事業者、OS事業者等に対し有害コンテンツへのアクセスを制限するツールの搭載を義務付け（③）
オーストラリア	2021年オンライン安全法 「クラス1コンテンツ業界規範」※	○（63D条） ソーシャルメディアプラットフォームが16歳未満のアカウント作成を防止する合理的な措置を講じる義務	○（業界規範） ソーシャルメディアサービス提供者等が年齢に応じたフィルタリング等を適用する義務	×	○（業界規範） ソーシャルメディアサービス、機器サービス提供者が、児童性的搾取素材やテロ支援コンテンツについてリスク評価と対策を講じる義務	×	・重要な新機能、既存機能の変更を当局に報告する義務（業界規範）等

※ 「クラス1コンテンツ」とは、オーストラリア国内での上映や販売そのものが禁止されるコンテンツで、児童性的搾取コンテンツ、テロ支援コンテンツ、過激な犯罪や暴力に関するコンテンツ、犯罪および暴力を助長する等のコンテンツ、薬物関連コンテンツ、特定のフェティッシュな行為等を表現するオンラインポルノが該当。